

行政文書一部公開決定通知書

5 観名保第 133 号  
令和 6 年 1 月 23 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和6年1月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書に係る覚書 (その3)		
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	令和6年1月23日 以降	午前 時 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当するため、 一部を非公開とします。 (第7条第1項第2号) 当該行政文書には、法人代表者印が押印されており、これは法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため		
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

## 名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書に係る覚書（その3）

名古屋市（以下「発注者」という。）及び株式会社竹中工務店（以下「優先交渉権者」という。）は、平成29年5月9日付で締結した「名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」の内容について、現時点で現天守閣解体と木造復元を一体とした現状変更許可の取得に至っていないことから、基本協定書第24条及び令和4年12月28日付で締結した「名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書に係る覚書（その2）」の2の規定に基づき、下記のとおり確認をする。

### 記

- 1 基本協定書第4条ただし書きの天守閣の完成期限については、本覚書をもって令和8年3月31日とする。
- 2 上記天守閣の完成期限については、暫定的なものとし、必要に応じて見直しの協議を行う。
- 3 基本協定書第4条の事業期間については、今後、天守閣の完成時期が確定したときにあわせて変更を行う。

発注者及び優先交渉権者は、本覚書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年12月28日

（発注者）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし



（優先交渉権者）

名古屋市中区錦二丁目2番13号

株式会社竹中工務店名古屋支店

執行役員支店長 市川 敦史

行政文書非公開決定通知書

5 観名保第 132 号  
令和 6 年 1 月 23 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和6年1月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	観光文化交流局名古屋城総合事務所 対象期間 令和3年11月19日～令和4年12月28日  名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書に係る覚書(その2)(令和4年12月28日)を株式会社竹中工務店と締結するにあたり、名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書(平成29年5月9日)第24条及び名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書に係る覚書(令和3年11月18日)の2の規定に基づき協議した内容がわかるもの
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

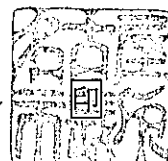
行政文書非公開決定通知書

5 観名保第 131 号  
令和 6 年 1 月 23 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和6年1月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	観光文化交流局名古屋城総合事務所 対象期間 平成 29 年 5 月 9 日～令和 3 年 11 月 18 日  名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書に係る覚書(令和 3 年 11 月 18 日)を株式会社竹中工務店と締結するにあたり、名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書(平成 29 年 5 月 9 日)・第 24 条の規定に基づき協議した内容がわかるもの
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。